

キャリア形成促進助成金

従業員の自発的な職業能力開発を国が支援します。

厚生労働省職業能力開発局育成支援課

従業員が自らの職業キャリア形成のために自発的に職業能力開発^(※)を行うにあたって、事業主が就業規則等により(を設けて)以下の制度による支援を行った場合

(※) 職業訓練、教育訓練、キャリア・コンサルティングの受講又は職業能力検定の受検

| 事業主が行う支援の内容 | |
|-------------|---|
| I 経費負担制度 | 職業能力開発に要した受講料等の一部又は全部を負担した場合 |
| II 時間確保制度 | 職業能力開発のための勤務時間の短縮等の措置を講じた場合 |
| III 休暇制度 | 職業能力開発のための休暇(年次有給休暇とは別の休暇)を付与した場合 |
| IV 長期休暇制度 | 職業能力開発のための長期休暇(年次有給休暇とは別の連続3ヶ月以上の休暇)を付与した場合 |

従業員の自発的な
職業能力開発の実施

事業主が負担した経費と支払った賃金の一部及び制度の導入(利用)に対して、**キャリア形成促進助成金**をご活用いただけます。

* 事前に申請し認定を受けることが必要となります。

キャリア形成促進助成金はこの他に企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進のため、その雇用する労働者を対象として、目標が明確化された職業訓練等の実施、職業能力評価を推進する事業主に対しての助成メニューがあります。

★お問い合わせについては

独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターまでどうぞ
いいこよう

ナビダイヤル 0570-001154(全国共通)

- 最寄りの独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターに自動転送されます。
- ご利用時間は9:00~17:00(土日祝日は休業)です。○携帯電話・PHSからはご利用になれません。
- NTT回線以外の方は一部つながらない場合があります。○通話料金はお客様負担となります。